(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金の貸与を受けた者が市内に居住しながら就労した場合に、その定住を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則(昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる奨学金等)

- 第2条 この要綱による補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものと する。
  - (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
  - (2) 地方自治体の奨学金
  - (3) その他市長が認める奨学金

(補助金の経費等)

- 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付の対象となる 経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助額は別表のとおりとする。
- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれ にも該当しなければならない。
  - (1) 市内に住所を有する者であること。
  - (2) 市税の滞納がない者であること。
  - (3) 奨学金の貸与を受け、返還を延滞していない者であること。
  - (4) 申請日から起算して5年間市内に居住すると誓約できる者であること。
  - (5) 飯山市役所の常勤の一般職員でないこと。

(交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市奨学生就職応援金事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 奨学金の全体の返還計画を確認することができる書類の写し
  - (2) 返還すべき奨学金の返還金額を証する書類の写し
  - (3) 就労証明書(様式第2号)
  - (4) 同意兼誓約書(様式第1号の2)
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請書の提出は、毎年度10月1日から3月31日までとする。
- 3 第1項に規定する申請の回数は、1年度につき1回とし、5回を限度とする。 (交付決定)
- 第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付するものとする。
- 2 規則第12条第1項に規定する実績報告書及び規則第14条の3に規定する請求書は、前条第 1項に規定する申請書の提出をもって、提出があったものとみなす。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和2年10月1日以後に返還の始まる奨学金に係る補助金から適用する。

## (別表) (第3条関係)

補助対象者	補助対象経費	補助額
通年就業している者。ただし、飯山	申請の日の属する年	補助対象経費の2分の1に相
市役所の常勤の一般職員となった者	度(以下「申請年度」	当する額(その額に1,000円未
を除く。	という。)の前年度の	満の端数が生じたときは、その
	10月1日から申請年	端数を切り捨てる。)以内とし、
市内において起業し、事業を行っている者	度の9月30日までの 間に本人が実際に返 還した奨学金額	5万円を限度とする。
飯山市から認定新規就農者又は特定 農業者の認定を受けている者		